工事希望型指名競争入札公告

工事希望型指名競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年６月１日

米子市長　伊木　隆司

記

１ 入札対象案件

案件番号	75
発注工種	舗装工事
工 事 名	市道元町通り線道路整備工事（ウォーカブル推進事業）
工事場所	米子市茶町地内ほか
工　　期	契約日から令和８年９月３０日まで
予定価格 （税込み）	21,747,000　　円
工事概要	設計図書のとおり
最低制限価格	設定する（米子市建設工事最低制限価格設定要領による）
失格基準価格	―
条件	特に無し
入札方法	電子入札
契約保証	契約金額が１３０万円以上の場合、契約金額の１／１０以上を要する。
設計図書等	入札情報公開サービス（PPI）からダウンロードすること。
様式等	特別な指示がある場合を除き入札情報公開システムの添付書類を優先し、添付の無い場合は米子市ホームページに添付されている様式を利用すること。

２ 日程

項　　目	期　　日	時　刻	摘　　要
競争参加資格確認申請書提出期限	令和８年６月４日（木）	午後３時００分	
質問期限	令和８年６月９日（火）	午後４時００分	
質問回答期限	令和８年６月１０日（水）	―	
競争参加資格確認通知日	令和８年６月５日（金）	―	
入札書締切日時	令和８年６月１６日（火）	午前１０時０５分	
開札日時	令和８年６月１６日（火）	午前１０時１０分	

入札日程は変更することがあり、その場合は電子入札システムにより通知する。

３ 入札に参加する者に必要な要件

現在有効な米子市入札参加資格者名簿（工事）に登録されている者で、公告日において次の要件全てを満たしていること。

入札参加者の資格①	発注区分 （登録業種）	舗装工事
	登録事業所の要件	米子市内に本店を有すること
その他	―	地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者
	―	公告の日から入札日までの期間に米子市の指名停止等の処置を受けていない者
	―	会社更生法（昭和２７年法律第１７２号）に基づき更正手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、裁判所からの更正又は再生手続開始決定がされており、かつ、公告日において本市の再審査を受け、競争入札参加資格を有す者は対象とする。
	―	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていない者
	―	本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と米子市建設工事等請負業者選定事務処理要綱（平成１９年６月１日施行）第７の４に掲げる関係を有する者でないこと。

４　配置技術者等について

専任・非専任	本工事が建設業法施行令第 27 条に該当する場合は、本工事に専任でなければならない。
資格等	建設業法に基づく、主任技術者又は監理技術者を配置すること。 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証の交付を受けておりかつ監理技術者講習を受けている者であること。
重複届出書	別に定める「重複届の取扱いについて」における取扱いを希望する者は、重複届出書を所定の方法により提出すること。
雇用関係	入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係（専任の場合は本件工事の開札の日以前 3 ヶ月以上）にあること。
配置技術者の変更	契約後の現場代理人及び配置技術者の変更は原則として認めない。 本工事が「米子市総合評価方式による競争入札試行要領」に定められた採点評価方法に基づいて落札者を決定する場合、落札後の配置技術者の変更については、同要領の規定に従うものとする。

５ 競争参加資格申請及び競争参加資格確認通知について

競争参加資格確認申請	「競争参加資格確認申請書」を電子入札システムにより提出すること。
競争参加資格確認	「競争参加資格確認通知書」にて資格の有無を通知する。通知は、電子入札システムにより送付する。

６　設計図書等に対する質問について

提出方法	電子入札システムにより質問書様式（Excel形式）を送付すること。
回答方法	入札情報公開サービス（PPI）に掲載する。

７　入札執行について

入札書等提出方法	電子入札システムにより提出すること
提出書類等	入札書に次の書式を添付すること。
	①工事費内訳書
入札保証金	免除
現場説明会	開催しない

８　落札者の決定方法等

（１）　本工事における最低制限価格は、「米子市建設工事最低制限価格設定要領」に基づき、予定価格の2/3（ただし、8/10を下回る場合は8/10）以上の額で設定している。最低制限価格を下回る額で入札があった場合は、その入札者を失格とし、予定価格の範囲内で入札した他の者のうち、最も低い価格で入札した者を落札者とする。

（２）　予定価格以下の最低価格で入札した者が２者以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。

（３）　入札結果の公表は入札情報公開システムで行う。

９　支払条件

前払金	契約金額が１３０万円以上の場合、適用する。前払金の額は、契約金額の４０％以内とする。ただし、契約が複数年度にわたる場合は、各会計年度における支払限度額の４０％以内とする。
部分払	有り　※契約締結時に中間前金払い又は部分払いのいずれかを選択できる。（契約後の変更は不可）

１０ 入札に関する注意事項

（１）　開札前天災地変等のやむを得ない事由が生じたとき、又は競争の意思がないと認められるときは、入札の執行を中止し、又は取り止めることがある。

（２）　入札参加者が１者であっても、入札を執行するものとする。

（３）　落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する金額を加算した額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

（４）　契約条項等は米子市ホームページにおいて閲覧すること。

（５）　入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）等に違反する行為を行ってはならない。

（６）　競争参加資格確認申請書を提出した後に入札を辞退する場合は、入札書提出期限内に電子入札システムにより辞退届を提出すること。

（７）　一度提出した入札書の撤回、訂正等はできない。

（８）　落札候補者の決定後、契約の締結までに入札参加資格の要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しないことがある。

（９）　入札回数は、１回とする。

１１ 入札の無効

次に掲げる事項に該当する入札は、無効とする。

（１） 競争参加資格確認申請書を提出していない者による入札

（２） 落札候補者が必要書類を提出しない場合、又は審査に必要な発注者の指示に従わない場合は、当該落札候補者による入札は無効とする。

（３） 入札に参加する資格を有しない者によってなされた入札

（４） 入札に際して談合等の不正行為があった入札

（５） 他人の代理人を兼ねる者、または２者以上の代理を行った者による入札

（６） ２通以上の入札書を提出した者による入札

（７） 虚偽の競争参加資格確認申請書又は確認資料を提出した者による入札

（８） 工事費内訳書等の提出がない入札（提出を求めることとしている場合に限る。）

（９） その他の入札に関する条件に違反した者による入札

１２入札の失格

※本工事において総合評価方式を適用しない場合は、本項は適用しない。

（１） 配置技術者工事成績調書（これに添付する書類を含む。）が同封されていない場合は失格とする。

１３ 契約

契約保証金	契約金額が１３０万円以上の場合、契約金額の１／１０以上を要する。
契約手続き	落札者は、ホームページに掲載している「電子契約利用申出書」及び「契約内容確認書」を電子メールにて提出すること。 提出先：keiyaku@city.yonago.lg.jp

１４ その他

本入札公告に記載のない手続きについては、地方自治法施行令、米子市建設工事執行規則又は米子市が定める工事入札関係手続きに基づくものとする。

１５ 入札執行に関する問い合わせ

米子市総務部契約検査課

Tel：０８５９－２３－５３６４　FAX：０８５９－２３－５３６８

E-mail：keiyaku@city.yonago.lg.jp

１６ 事業担当課

都市整備課

１７ アクセス障害等の電子入札システムに関する問い合わせ

ヘルプデスク　E-mail：sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com

電話：０５７０－０２１－７７７　　月～金（平日）：午前９時-正午、午後１時-午後５時３０分